

岸部保育園民営化についての説明会配付資料

[令和元年度 第5回 説明会]

令和2年2月15日（土）午後6時30分から

開催場所 岸部保育園 2階 遊戯室

児童部保育幼稚園室

これまでの岸部保育園民営化の経過について

1 経過

- ① 平成25年9月3日、岸部保育園を平成30年度民営化と決定。保護者説明会4回開催。全クラス保護者懇談会出席。
- ② 平成27年8月6日、民営化時期を平成32年度に変更。
- ③ 平成29年3月22日、平成29年度予算可決（選定委員会予算）。
- ④ 平成29年10月21日、選定委員会設置。全3回開催。
- ⑤ 平成29年11月20日から24日、事業者募集・受付。
- ⑥ 平成30年3月19日、岸部保育園の移管先事業者を社会福祉法人耀き福祉会に決定。
- ⑦ 平成30年6月16日、三者懇談会設置。第1回三者懇談会開催。
- ⑧ 平成30年10月27日、第2回三者懇談会開催。
- ⑨ 平成31年3月9日、第3回三者懇談会開催。
- ⑩ 平成31年4月1日、合同保育開始。
- ⑪ 令和元年7月5日、三者懇談会（7月6日予定）の延期。
- ⑫ 令和元年7月22日、合同保育士の派遣が引き上げられる。
- ⑬ 令和元年7月30日、保護者説明会開催。
- ⑭ 令和元年8月1日、社会福祉法人耀き福祉会との協定解除。
- ⑮ 令和元年8月3日・23日・28日、保護者説明会開催。
- ⑯ 令和2年2月15日、保護者説明会開催。

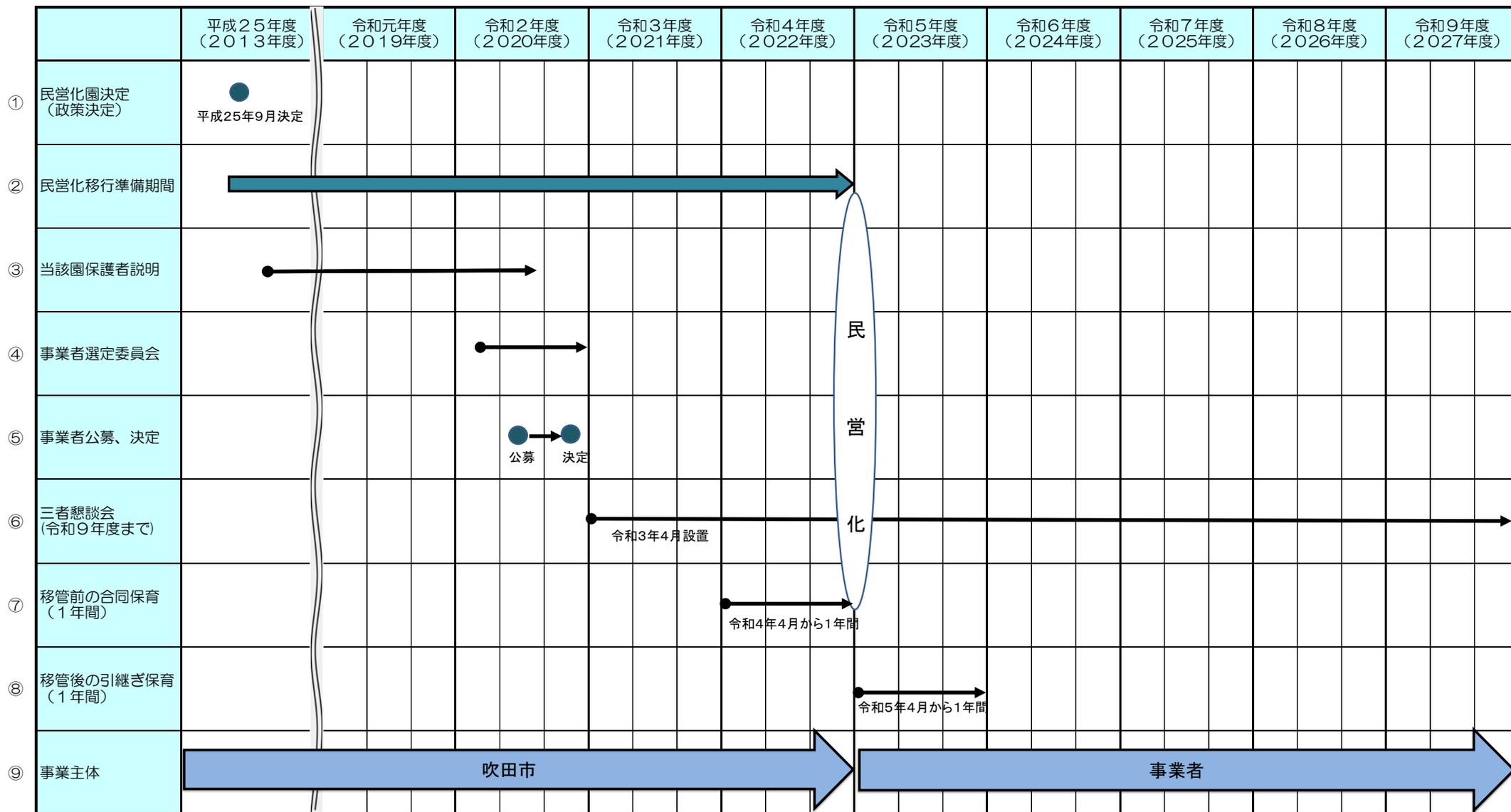
2 保護者アンケートの実施

岸部保育園ほか対象5園の保護者の方へ、移管先の公募や選定、保育内容の引継ぎ等についてアンケートを実施しました。

実施：平成26年1月

回答件数：141件（対象世帯数526）

岸部保育園 民営化移管スケジュール等（案）



(趣旨)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和 32 年吹田市条例第 302 号）

第 3 条の規定に基づき、吹田市民営化保育所移管先選定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、民営化する吹田市立保育所の移管先の選定について審議し、答申するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 7 人以内及び特別委員若干人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について、必要の都度市長が委嘱する。

(1) 学識経験者 2 人以内

(2) 教育関係者及び福祉関係者 4 人以内

(3) 公認会計士、税理士その他会計に関し専門的知識又は経験を有する者 1 人以内

3 特別委員は、1 の民営化する保育所につき当該保育所に在籍する児童の保護者 2 人以内について、必要の都度市長が委嘱する。

4 特別委員は、委員会が審議する事項のうち、当該保育所に関する事項についてのみ議事に参与する。

5 委員及び特別委員の任期は、当該諮問に対する答申の時までとする。

6 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に参与する特別委員（以下「委員等」という。）の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要に応じ、委員等以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、児童部保育幼稚園室において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の意見を聴いて委員長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。